

日本保健大学 学則

目 次

第 1 章 総則	(第 1 条～第 6 条)
第 2 章 定員、修業年限	(第 7 条～第 10 条)
第 3 章 入学、休学、退学等	(第 11 条～第 22 条)
第 4 章 授業科目及び履修方法	(第 23 条～第 28 条)
第 5 章 卒業及び学位	(第 29 条～第 30 条)
第 6 章 賞罰	(第 31 条～第 32 条)
第 7 章 組織及び授業料	(第 33 条～第 35 条)
第 8 章 厚生施設	(第 36 条)
第 9 章 図書館	(第 37 条)
第 10 章 研究センター・シミュレーションセンター	(第 38 条)
第 11 章 補 則	(第 39 条)
附 則	

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 日本保健大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、保健医療に関する専門の理論及び技術を深く教授研究し、並びに豊かな人間性、高潔な人格と専門的能力をかね備えた資質の高い人材を育成することにより、地域の保健医療の向上と福祉の増進に寄与し、その教育研究の成果により、広く地域と社会の発展に貢献することを目的とする。
- 2 看護学部看護学科及び名古屋看護学部看護学科は、看護の深い専門的な知識と技術を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけた、常に自己研鑽を継続できる高い資質と看護実践能力を持った看護職者を養成すること、また、その養成を通じて広く地域と社会の保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的とする。
- 3 リハビリテーション学部の目的は、理学療法、作業療法の専門的知識と技術、態度を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけ、地域の保健・医療・福祉の向上に貢献することのできる高い資質と実践能力を持ったリハビリテーション専門職を養成する。

各学科については、以下の通りとする。

- (1) 理学療法学科の目的は、理学療法士として対象者の心身の健康支援ならびに日常生活動作の改善を図る能力と QOL（生活の質）の向上に寄与するための専門的知識、技術、態度を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけることとする
- (2) 作業療法学科の目的は、対象者となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為の向上を図り、全人的支援を通じて健康と幸福度を促進する能力と人生の満足度を高めることに寄与するための専門的知識、技術、態度を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけることとする。

(自己点検・評価及び認証評価制度)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の承認を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

3 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(名 称)

第4条 本学は、日本保健大学と称する。

(学部・学科)

第5条 本学に、次の学部・学科を置く。

看護学部

看護学科

リハビリテーション学部

理学療法学科

作業療法学科

名古屋看護学部

看護学科

2 名古屋看護学部看護学科に、看護師教育課程と保健師教育課程を置く。

第6条 本学に、大学院を置く。大学院の学則は、別に定める。

第 2 章 定員、修業年限

(学生定員及び修業年限)

第7条 本学の学生定員及び修業年限は、次の通りとする。

学部名	学科名	入学定員	総定員	修業年限
看護学部	看護学科	60人	240人	4年
リハビリテーション学部	理学療法学科	60人	240人	4年
	作業療法学科	15人	60人	4年
名古屋看護学部	看護学科	80人	320人	4年

(在学期間)

第8条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

(学年及び学期)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月 1日から 9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律178号)に規定する休日

(3) 春期休業 2月下旬から3月下旬まで

(4) 夏期休業 8月中旬から9月15日まで

(5) 冬期休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 学長は、必要がある場合には、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるものの他、臨時に休業を必要とする場合は、学長がその都度決める。

4 春期休業、夏期休業、冬期休業については、日本保健大学学年暦にて別に定める。

第3章 入学、休学、退学等

(入学者選抜と入学資格)

第11条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又これに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則第8条第1項に規定する認定試験合格者(旧大学入学資格認定試験(昭和26年文部省令第13号)第8条第1項に規定する資格検定合格者を含む)

(7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので18歳に達した者

(入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

(入学試験)

第13条 入学志願者については、入学試験を行う。

2 入学試験の期日、場所、その他入学試験の実施に関し必要な事項は、その都度学長が決める。

(入学手続き及び入学等の許可)

第14条 前条の入学試験の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日内に、誓約書その他所定の書類を学長に提出しなければならない。

2 学長は、入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(科目等履修生)

第15条 本学生以外の者で、本学所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目を選んで履修を希望する者がある時は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、履修の規程を準用する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(転入学・再入学)

第16条 他大学から転入学を希望する者は、転入学を許可することがある。

2 学長は、他の大学に現に在学するもので、本学に転入学を志望する者がある時は、学生定員に欠員がある場合に限り、既に習得した授業科目及び単位数について教授会の意見を聴き、学長が決定し、相当年次に入学を許可することができる。

3 転入学願いには、現に在学する大学等の学長の承諾書を添えなければならない。

4 他の学校から転入学した者の入学前における当該学校の在学期間は、本学の在学期間に通算するものとする。

5 再入学に関する取り扱いは、別に定める。

(休 学)

第17条 学生は、病気、その他やむを得ない理由により、休学しようとするときは、その理由を詳記し、身元保証人が連署した書面を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、病気によるときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 休学期間は、6か月以上1年以内とし、特別な理由がある場合に限り、学長は、その期間の延長を許可することができる。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間の学納金は、免除する。ただし、別に定める在籍料を納めなければならない。

6 休学の手続きに関する取り扱いは、別に定める。

(復 学)

第18条 休学期間であっても、その理由が消滅した場合には、復学の許可を願い出ることにより、学長の許可を得て復学することができる。ただし、病気によるものについては、医師の診断書を添えるものとする。

2 復学の手続きに関する取り扱いは、別に定める。

(退 学)

第19条 学生は、退学しようとするときは、その理由を詳記し、身元保証人が連署した書面を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、その理由が病気によるときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 退学の手続きに関する取り扱いは、別に定める。

(転 学)

第20条 学生は、転学しようとするときは、その理由を詳記し、身元保証人が連署した書面を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除 籍)

第21条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 行方不明の届出のあった者
- (3) 在学年限を超えた者
- (4) 学生納付金を納期までに納付せず、かつ催促しても納付しない者
- (5) 第17条第4項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者

(許可の権限)

第22条 この章の規定による入学に関する許可、許可の取り消しは、学長が教授会の意見を聴き行う。その他の許可、許可の取り消し、休学の命令、休学期間の延長及び除籍は、学長が教授会の議を経て行う。

第 4 章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第23条 本学において開設する授業科目は、以下のように区分する。

(看護学部)

基本教育科目、専門教育関連科目、専門看護教育科目

(リハビリテーション学部)

総合科学科目、専門基礎科目、専門展開科目

授業科目並びにその単位数及び必修、選択の別は、別に定める。

(名古屋看護学部)

基本教育科目、専門教育関連科目、専門看護教育科目

(履修の方法)

第24条 学生は、履修しようとする授業科目を期日までに学長に届け出なければならない。

2 前項に規定するものの他、授業科目の履修方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業)

第25条 授業の方法は、講義、演習、実習及び実技によって行う。

(単位)

第26条 授業科目の単位数を定める場合における1単位は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。

2 授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準により計算する。

(1) 講義については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(単位認定)

第27条 学長は、所定科目を履修した者に対して、当該科目試験、その他により総合的に評価し、単位修得の認定をする。

2 認定基準は、次の通りとする。

(1) 前項の評価は、科目ごとに100点満点とし、60点以上であること。

(2) 前号の60点未満の者に対しては、再試験を受けさせることができる。

(3) 病気、その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

(既修得単位等の認定)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、看護学部及び名古屋看護学部では基本教育科目のみ、リハビリテーション学部では総合科学科目のみとし、60単位を限度として認めることとする。

2 修業年限は、短縮することができない。

第5章 卒業及び学位

(卒業)

第29条 学長は、学生が第7条に規定する修業年限を終え、次の各号に掲げる単位を修得したときは、教授会の意見を聴き、卒業を認定するものとする。

(看護学部看護学科)

(1) 基本教育科目 13単位以上

(2) 専門教育関連科目 22単位以上

(3) 専門看護教育科目 70単位以上

(4) 全ての選択科目から 19単位以上

合計 124単位以上

(リハビリテーション学部理学療法学科)

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 総合科学科目 | 13単位以上 |
| (2) 専門基礎科目 | 35単位以上 |
| (3) 専門展開科目 | 72単位以上 |
| (4) 指定された選択科目 | 4単位以上 |
| 合計 | 124単位以上 |

(リハビリテーション学部作業療法学科)

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 総合科学科目 | 13単位以上 |
| (2) 専門基礎科目 | 35単位以上 |
| (3) 専門展開科目 | 71単位以上 |
| (4) 指定された選択科目 | 5単位以上 |
| 合計 | 124単位以上 |

(名古屋看護学部看護学科)

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 基本教育科目 | 13単位以上 |
| (2) 専門教育関連科目 | 22単位以上 |
| (3) 専門看護教育科目 | 70単位以上 |
| (4) 全ての選択科目から | 19単位以上 |
| 合計 | 124単位以上 |

- 2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書及び学位を授与するものとする。

(学位の授与)

第30条 前条の規定により卒業した者には、次の表に掲げる学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
看護学部	看護学科	学士（看護学）
リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科	学士（リハビリテーション学）
名古屋看護学部	看護学科	学士（看護学）

第 6 章 賞罰

(表 彰)

第31条 学長は、表彰に値する行為を行った学生に対し教授会の議を経て表彰することができる。

(懲 戒)

第32条 学長は、学生が学則その他の規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経てその学生を懲戒することができる。懲戒の内容については別に定める。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく、引き続き、1か月以上欠席した者

(3) 怠情・素行不良等により、卒業後において、職業上の適格性を欠くと認められる者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第 7 章 組織及び授業料

(職 員)

第33条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務局長、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。副学長に関する規程は、別に定める。

3 本学図書館に館長を置く。図書館長に関する規程は、別に定める。

4 前項の職員の他、学長が必要と認めたときは、その他の職員を置くことができる。

(教授会)

第34条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、教授会が必要と認めるときは、准教授その他の教職員を教授会の審議に参加させることができる。

3 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認める事項

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の各号に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 授業科目及び履修方法に関すること

(2) 学則及び学内諸規程に関すること

(3) 学部又は重要な施設の設置改廃に関すること

(4) 学生の休学、退学、転学、転入学及び除籍に関すること

(5) 学生の厚生に関すること

(6) 学生の賞罰に関すること

(7) その他教育研究上必要と思われること

5 前項目に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料・入学金及びその他の費用)

第35条 本学における学生納付金は、次のとおりとする。

(看護学部看護学科)

(単位 千円)

	入学金	授業料	教育充実費	演習・実習費	合 計
初年度	200	700	500	250	1,650
2年目		700	500	250	1,450
3年目		700	500	250	1,450
4年目		700	500	250	1,450

(リハビリテーション学部理学療法学科、作業療法学科)

(単位 千円)

	入学金	授業料	施設費	教育充実費	演習・実習費	合 計
初年度	200	700	250	250	250	1,650
2年目		700	250	250	250	1,450
3年目		700	250	250	250	1,450
4年目		700	250	250	250	1,450

(名古屋看護学部看護学科)

(単位 千円)

	入学金	授業料	教育充実費	演習・実習費	合 計
初年度	200	750	500	250	1,700
2年目		750	500	250	1,500
3年目		750	500	250	1,500
4年目		750	500	250	1,500

ただし、保健師教育課程については、3年目の授業料に200千円を加算する。

2 学生納付金に関して必要な事項は、別に定める。

第8章 厚生施設

(福利厚生施設)

第36条 学生の福利厚生を図るため、必要な施設を置く。

第9章 図書館

(図書館)

第37条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第 10 章 研究センター・シミュレーションセンター

(研究センター・シミュレーションセンター)

第 38 条 本学に日本保健大学研究センター及びシミュレーションセンターを置く。

2 日本保健大学研究センター及びシミュレーションセンターに関して必要な事項は、別に定める。

第 11 章 補則

第 39 条 本学則施行に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 12 月 23 日理事会決議)

この学則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。